

## 「イノベーション推進のための知財政策に関する検討ワーキンググループ」のこれまでの議論を経た所感

平成25年10月25日

知的財産戦略担当大臣

山本 一太

私のイニシアティブで「イノベーション推進のための知財政策に関する検討ワーキンググループ」を3回開催し、8名のゲストスピーカーからイノベーションの促進のための職務発明制度の在り方に関するご意見やファクトを頂戴した。ゲストスピーカーをはじめご参加いただいた各位には感謝申し上げたい。私は、このワーキンググループにおける議論を経て、以下の3点が明らかになったものと考えている。

### (1) 産業界が発明のインセンティブ確保にしっかり取り組むことを前提として初めて法人帰属ないし当事者の契約に任せるという制度設計が可能となること

知財ビジョンにおいては、職務発明制度の見直しの方向として、「例えば法人帰属や当事者の契約に委ねる」と打ち出したが、これに対しては様々な反応があり、中にはこうした方向性が発明者の研究意欲を削ぐことになりかねないとの意見もいただいたところである。

この点については、ワーキンググループにおいて、企業側からも、研究者側からも、対価請求権に代表される金銭や報酬のみがインセンティブになっているわけではなく、むしろ、処遇であるとか、研究の自由度であるとか、予算であるとか、いわゆる研究開発環境をいかに向上させるかが、決定的に重要であるとの意見をいただいた。

そして企業の立場からすると、職務発明制度の問題だけが研究開発拠点の動向を左右するというわけではないと思うが、職務発明に係る対価請求権の算定が最終的には裁判所の判断に委ねられるという、現在の特許法35条の建付けが、企業の予測可能性を低下させることから、企業が研究開発拠点を日本に置くことに対する1つのマイナス要因となっているという指摘をいただいた。また、発明がチームによってなされることやイノベーションへの貢献において研究開発以外の要素が大きくなっていることなど、現代の企業におけるイノベーション環境が大きく様変わりするなか、特許法35条の建付けが、この環境変化に対応していない可能性があることも指摘いただいた。

私としては、法人帰属や当事者の契約に委ねるとするなど職務発明制度を見直した場合、産業界におかれては、従前以上に研究者の処遇環境や研究開発インセンティブを向上させるための方策やメニューを工夫して、具体的かつ分かりやすく示して、しっかり取り組むことがますます重要になることを認識いただきたい。

すなわち、産業界が発明のインセンティブ確保にしっかり取り組むことを前提として初めて法人帰属ないし当事者の契約に任せるという制度設計が可能となると考える。

## **(2) 大学の研究者や企業のスーパー研究者に配慮した柔軟な対応が可能となる視点も必要であること**

ワーキンググループでは、企業内研究者とともに、大学内研究者からも意見を聴取した。企業と大学とでは、大学の方が発明の属人性が高く、資金、施設、サポート体制等において両者で顕著な相違があり、イノベーション環境が大きく異なることが理解できた。また、企業内研究者のうちノーベル賞級の研究業績をあげるスーパー研究者に対して配慮することも必要だと認識した。産業上非常にインパクトの大きな1%の発明は、我が国のイノベーションの基礎となる極めて重要なものであり、そうした顕著な発明を生み出すスーパー研究者に配慮した視点で検討を行うことが必要と考える。

## **(3) 研究者のインセンティブに関する基礎的なデータを収集しこれに基づく検討も必要であること**

職務発明の制度設計を検討するに当たっては、基礎的なデータを収集しこれに基づくことが必要であると考えている。これについては、ワーキンググループで提案されたところであり、私もまったく同感である。既に、特許庁に対して研究者のインセンティブ（報酬、処遇、研究環境等）についての大規模なアンケート調査の準備を指示しているところだが、ワーキンググループの議論を踏まえて、速やかに調査を実施に移してもらいたい。

私としては、以上のような論点を十分斟酌した上で、引き続き特許庁において、濃密かつスピーディに検討を進めていただくことを強く要望したい。

## 「イノベーション推進のための知財政策に関する検討ワーキンググループ」 の各回における議論の概要

### 第1回 平成25年8月30日(金) 15:00 ~ 17:00

〔ゲストスピーカー〕

荒井 寿光 東京中小企業投資育成(株)相談役

奥村 洋一 武田薬品工業(株)知的財産部長

上野 剛史 日本アイ・ビー・エム(株)理事・知的財産部長

#### 【各ゲストスピーカーの御説明ポイント】

##### 〔荒井寿光 東京中小企業投資育成(株)相談役〕

- ・職務発明制度見直しは小泉総理が知財立国を宣言したときから知財の重要課題の一つであり、中村修二氏の青色発光ダイオード訴訟等もあり、平成16年に特許法を改正し、相当な対価を会社と従業員の自主的な取決めに委ねる制度とし訴訟リスクを減らした。
- ・改正当時は、産業界、労働者、学者、マスコミなど立場によって意見も分かれた。従業者と雇用者の対立構造とならないように留意が必要。
- ・検討の視点として、①従業者のインセンティブ、②企業経営のリスク、③国家戦略、イノベーションを進めるための仕組みが必要。

##### 〔奥村洋一 武田薬品工業(株)知的財産部長〕

- ・産業界の主張は、譲渡対価の支払いを法律上の義務とするのではなく経営者の手に委ねるべきということ。
- ・平成16年改正後の特許法35条に基づく合理的プロセスを踏んでも、最終的には相当の対価は裁判所が決める仕組みが残っていることを懸念し、合理性の確保のため社内プロセスに人的負担がかかっている。
- ・発明およびその技術・製品の事業化はチームでなされるが、発明者だけが保護されるのは社員間で不協和音を生じさせている。また、海外子会社との共同研究などのR&D活動や事業譲渡・M&Aによる事業拡大のグローバル展開の足枷。
- ・法人帰属とすると研究者が海外流出するかという点について、従業員のリテンションは経営の根幹の一つであるため、法人帰属であっても従業員を大切にすることに変わりはない。
- ・逆に、発明者帰属のままでは研究拠点が日本から撤退するかという点は、海外の企業団体から、日本の職務発明制度が日本へのR&D投資を消極的にする要因となっているとのコメントが来ている。外資系製薬企業の研究所が日本から撤退した事例があり、理由は様々であるが職務発明制度も重要な要因の一つとなっている。

### 〔上野剛史 日本アイ・ビー・エム(株)理事・知的財産部長〕

- ・職務発明制度の在り方について、グローバル化及びイノベーションの観点からも法人帰属させ、対価支払を法定しない制度とすべきと考える。
- ・IBMでは基本的に世界でほぼ同様の内容にて社内発明規程を定めている。2～3年に一度の頻度で改訂されることもあり、米国本社が社内発明規定を改訂すると、通常即座に各国での社内発明規定が改訂され適用となる。ところが日本では職務発明規定があるため従業員代表との協議などの手続を踏むことが求められ、最低でも半年程度の時間がかかってしまう。
- ・オープンイノベーションへの展開においては、グローバルな協業の重要性が高まる中、日本の発明者だけが職務発明の対価を受け取り、他の国の発明者は企業の自主的な処遇に従うという形は問題。
- ・企業にとって従業員のモチベーションは重要であり、対価請求権がなくなったとしても企業は発明者への報償について当然に最善の方策を講じていく。このため対価請求権をなくしても人財が流出するとは思えない。

### 【出された主な意見】（ゲストスピーカー、本部員からの主な発言）

- ・本対価をもらうことをインセンティブとして働く企業の研究者は日本の場合ほとんどいない。研究者への報奨の在り方は経営者の判断に委ねてほしい。グローバルスタンダードに合わせていくことを考えてもらいたい。（長谷川本部員）
- ・法人帰属にすることより、対価請求権が問題。対価計算が難しく管理コストなど負担がかかるというところが問題。（奥山本部員）
- ・アメリカでは契約で権利の譲渡のみを定め、報償は柔軟に社内規定で定めるという実務であり、うまく機能している。（上野氏）
- ・平成16年の改正は、関係者の意見をギリギリ調整した結果だ。規制緩和や当事者の自主性に任せるという観点からは契約方式が良いと思う。法人帰属に変えるのであれば技術開発の実態などを十分に説明することが必要だ。（荒井氏）

## 第2回 平成25年10月4日(金) 15:30 ~ 17:30

[ゲストスピーカー]

澤井 敬史 経団連知財委員会企画部会長代行、知的財産戦略研究所理事長  
長我部信行 (株)日立製作所中央研究所所長  
細野 秀雄 東京工業大学応用セラミックス研究所教授

### 【各ゲストスピーカーの御説明ポイント】

#### 〔澤井敬史 経団連知財委員会企画部会長代行、知的財産戦略研究所理事長〕

- ・職務発明は原始的に法人（企業）に帰属し、かつ、企業には法的な金銭支払義務は発生しないという制度にすべき。特許出願の97%を占める企業はイノベーション実現にあたり研究開発や事業化への投資等のリスクをとっておりリターンを得るべき立場にあり、「労働の成果物は使用者のものである」との資本主義の原則に照らしてみても、職務発明は企業の財産である。
- ・現在の職務発明規定では、研究開発や事業化を行うチーム内に不協和音が生じ働く者の間での不公平感を助長したり、外国企業等の日本でのR&D活動に懸念を生じさせたり、発明者への対応にエース級人財を投入せざるを得ないコスト損失を生じたりという問題がある。
- ・対価支払義務がなくなっても、優秀な人材を確保するために、企業は競争的に様々な智慧を出す。例えば魅力的な研究環境の整備、処遇の充実、事業化への組織的支援など、企業は経営の裁量に基づきインセンティブ施策を充実させる。
- ・一方で、企業とは目的が異なる大学・公的研究機関等の研究者やノーベル賞級の研究業績を上げ得るスーパー研究者は別に扱ってよいと考える。私見だが、「契約で別段の定めをした場合には、この限りでない（法人帰属としなくてもよい）」とすることも一考に値するのではないか。

#### 〔長我部信行 (株)日立製作所中央研究所所長〕

- ・事業の成功のためには、発明以外の商品企画や価格戦略が重要で、営業もイノベーションの要素となる。職務発明に対する基本方針は、インセンティブの付与を民の自由に任せ、法人帰属とすることである。
- ・発明者へのインセンティブ施策は法人帰属となったとしても継続して行っていく。
- ・発明から製品化までには10年程度かかるので、製品化を待って発明を評価し報償するのではインセンティブとして効果はない。例えば、企業内であれば、昇格・賞与・表彰などによるタイムリーな評価が必要。
- ・IBMのHDD部門を買収した際の話として、米国では、発明が入社時の契約で会社に帰属するとされているが、スタンフォードなどの優秀な学生が多く入社し活躍していた。また、大学の先生は、ベンチャーを起こして、事業を売却することで利益を得るという選択肢も選択できた。

### 〔細野 秀雄 東京工業大学応用セラミックス研究所教授〕

- ・最初にこの改正の話を聞いて持った印象は次の4つ。①今、なぜこのタイミングで法律改正が必要かという理由は？。②例外的発明には例外的対価で報いても問題ないのでは。③法律は最低限を規定するものであり、研究者という職業の魅力を減少させる危惧を感じる。④科学技術立国を担う主役はだれかという疑問。
- ・研究者のモチベーションとして一番大きいのは研究の自由度。その他、研究インフラ、研究成果が認められること、及び待遇があげられる。
- ・法人帰属にすると、属人性の強い技術であっても、企業に残るか外部にでてその発明を活かした仕事をするかという選択性を全く摘んでしまうことにならないか。法改正をしても99%の発明は現状と変わらないだろうが、属人性がきわめて高く且つ大きな収益が出た例外的なケースは発明者に例外的に報いるべき。
- ・大学と企業は状況が異なっており、企業では研究インフラと研究費は所属組織が用意するが、大学では研究資金は競争的資金が主なソースとなる。このような大学の発明を大学帰属にすべきかという疑問。
- ・大学で特許を法人帰属にすると特許申請件数は極端に減るのではないか。ベンチャーを始めることにも支障が出そうだ。
- ・結論としては、研究者サイドとしては現状を大幅に変更するメリットはなく、むしろ弊害が多い。仮に法改正するとしても、例外的なインパクトの大きい発明は組織と発明者が対等の立場で権利関係を定めることを明記してほしい。大学の発明はあくまで発明者帰属を原則とすることが筋である。

### 【出された主な意見】（ゲストスピーカー、本部員からの主な発言）

- ・スーパー研究者を例外的に扱うべきなのか、大学と企業の違いに応じて扱いを分けるべきなのかを、議論する必要がある。また、法人帰属に変えた場合の問題の有無については、法人帰属の制度を有する国における運用状況を調査すればよいのではないか。（日覺本部員）
- ・日本の大学は米国をまねたようなロイヤルティの還元システムをほとんどが持っており、仮に法人帰属になっても現行の還元ルールを変えないのではないか。（山本本部員）
- ・法人帰属には慎重になるべき。一番の問題は対価請求権。裁判所が独自に計算することになっていることや、発明後10～15年たって対価が決まることもあり、対価請求権をなくす改正をすべきと考える。（奥山本部員）
- ・権利帰属や対価の問題を契約で定める場合も契約に関するルールが適用され、契約内容が一方的で不合理である場合や公序良俗に反する等の場合には無効となる。法人帰属・対価請求権なし、ただし契約で別段の定めは可能と法律で規定した場合も契約自体はリスクフリーでないことに注意が必要。（宮川本部員）

### 第3回 平成25年10月11日(金) 15:00 ~ 16:30

[ゲストスピーカー]

野間口 有 三菱電機(株)相談役、(独)産業技術総合研究所最高顧問

田中 耕一 (株)島津製作所 田中最先端研究所所長

#### 【各ゲストスピーカーの御説明ポイント】

##### 〔野間口 有 三菱電機(株)相談役、(独)産業技術総合研究所最高顧問〕

- ・発明はイノベーションにつながって初めて評価されるべき。発明者の貢献か、会社の貢献かという二項対立の議論に終始している現状からの脱却が必要。
- ・これまでの職務発明訴訟は、元従業員から在職時への処遇の不满等をきっかけとして起こされるケースが多く、二項対立的議論となっている。
- ・経団連から法人帰属化と対価請求権の廃止の提案をしているが、自分の考え方も経団連の考え方に近い。
- ・発明者を含む全従業員のモチベーション向上に資するインセンティブ設計を取り入れ、予見可能性のある、グローバル化の促進を阻害しないような海外諸国と親和性のある制度設計をお願いしたい。

##### 〔田中 耕一 (株)島津製作所 田中最先端研究所所長〕

- ・自分の専門であるタンパク質等の質量分析を例にあげると、取り扱う分析対象物・カテゴリーが広範にわたっており、異分野融合の「場」を提供するという意味で「横」のチームワークがますます重要である。
- ・他方、研究成果が製品となり役立つまでには、コアとなる基礎研究を行い、必要な資金を集め、顧客を訪問しその意見も踏まえつつ製品開発する、という「縦」につなげて好循環させることが必要。
- ・特に「縦」のチームワークが日本では不足。日本のものづくりは窮地に立っているが、チームワークの活性化により、理解・協力・豊かさ・知恵・やりがい・資金が得られやすくなり、ベンチャー等がうまくいくのではないか。
- ・職務発明の権利帰属という点についていうと、野間口氏がおっしゃったように、企業か研究者かという二項対立的な考え方ではなく、様々なオプションを用意し、チームが適切に決めることができるよう会社に努力させる仕組みも有効。

#### 【出された主な意見】(ゲストスピーカー、本部員からの主な発言)

- ・企業と大学とでは違うところと共通するところがあり、共通部分をできるだけ考えて制度設計すべき。法人帰属にしても、企業については、各社がいろんな工夫をするので、研究のインセンティブは減らないと断言できる。(野間口氏)
- ・大学と企業を特許法上で書き分けることはテクニカルには難しい。大学は法人帰属になったとしても現行のロイヤルティ配分ルールは変えないと思うので、問題ないと思う。(山本本部員)

- 個人でも単一の企業でもない広い意味でのチームに権利が帰属する、との考え方の方が、一生けん命特許を出願すると思う。全てのルールを政府が決めるのではなく、個別チームの自己責任で決めてくださいというやり方が、国際化にも役立つのではないか（田中氏）
- 大学と企業では発明の環境が全く違うし、ロイヤルティ収入からの発明者の取り分も大学の方が大分多い。一つの職務発明制度で両方を規定しようという場合、法人帰属に全てしていくのは難しい。（奥山本部員）
- 当事者の契約にすべて委ねてしまうことは、大企業はともかく、中小企業にはなかなかなじまないのではないか。（宮川本部員）



## 山本大臣主催のイノベーション推進のための知財政策に関する 検討ワーキンググループ

### 1. 趣旨

「知的財産政策ビジョン」等において産業競争力強化に資する措置として職務発明制度の見直しが盛り込まれたところ、発明のインセンティブを確保し、我が国のイノベーションを推進するというより広い視野から、著名な有識者の意見を聴取し、経済産業省・特許庁における検討に反映させるものとする。

### 2. WGのメンバー

山本大臣

後藤田副大臣

亀岡政務官

有識者本部員：

奥山本部員	前日本弁理士会会長
日覺本部員	東レ(株)代表取締役社長、経団連知的財産委員会共同委員長
長谷川本部員	武田薬品工業(株)代表取締役社長、経済同友会代表幹事
松本本部員	京都大学総長
宮川本部員	弁護士
山本本部員	(株)東京大学TLO代表取締役社長兼CEO
内山事務局長	

※オブザーバーとして特許庁が参加

### 3. 形式

- ・毎回の検討会については非公開（配布資料・議事概要は非公表）
- ・3回開催した上で、WGにおける意見交換等のまとめを作成・公表し、特許庁における検討会にフィードバックする。

### 4. 開催実績

- ・第1回 平成25年8月30日(金) 15:00～17:00
- ・第2回 平成25年10月4日(金) 15:30～17:30
- ・第3回 平成25年10月11日(金) 15:00～16:30
- ・1回につきゲストスピーカーを2～3名招聘し、プレゼンいただいた後に意見交換